

(別紙1) 仕様書

1 委託業務名

令和7年度静岡県ひきこもり支援強化事業

2 業務概要

(1) 委託期間

契約日から令和8年3月21日

(2) 事業内容

ひきこもり相談体制の整備に取り組む市町に対して、次の項目のとおりアドバイザーを派遣する。

- ・派遣は、市町（政令市を除く33市町）からの申請により、下記ア及びイを実施する。
- ・1回につきアドバイザー派遣人数は1～2人程度とするが、必要に応じて県と協議の上、変更できる。
- ・アドバイザー

ひきこもりに関する専門的見識を備え、事業の趣旨に沿った支援を行うことができる者。なお、あらかじめ県と協議の上、他の専門職団体や関係団体と連携し、アドバイザーを活用することができる。

・実施目標

相談支援の目標として以下のとおり設定する。

実施回数 18回程度

実施回数の内訳（支援市町数 9市町程度 1市町につき2回程度実施）

ア 市町ひきこもり相談体制整備支援

- (ア) ひきこもり相談体制の整備に関する市町の課題・ニーズを明確化するための個別ヒアリング等の実施
- (イ) ひきこもり支援の方法等に関する勉強会や事例検討会の実施
- (ウ) ひきこもり支援における、多職種・多機関ネットワークの構築支援
- (エ) ひきこもり当事者向けの相談会開催支援
- (オ) ひきこもり当事者の居場所づくりに関する支援
- (カ) その他ひきこもり相談体制の整備に関連すると認められる事業

イ 市町、当事者又は受託者等からの申出により、ひきこもり支援に有効であると県が認めた内容

(3) 事業業務の流れ

業務内容及び業務分担は、別表「静岡県ひきこもり支援強化事業業務フロー」のとおりとし、業務の詳細は、別途、県と協議の上で決定すること。

3 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者及び職員（従事者を含む）は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書及び別に定める実施要項等で不明な点がある場合又は疑義が生

じたときは、委託者と協議してこれを定めるものとする。

4 その他留意点等

- (1) 複数の企画提案は認めない。
- (2) 提案企画は、本事業の目的及び事業内容に沿うよう留意すること。
- (3) 本企画案にかかる一切の経費は提案者の負担とする。